

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について

法務省保護局

法案の概要

受刑者数の急増等を背景にした仮釈放審理事件の増加・複雑困難化等を踏まえ、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を引き上げるもの。

骨子

地方更生保護委員会を組織する委員の上限を12人から14人に改める(犯罪者予防更生法第13条の改正)。

法案提出の必要性、緊急性

1 地方更生保護委員会の負担増

受刑者数の増加により、近年、地方更生保護委員会が取り扱う仮出獄審理事件が激増し、地方更生保護委員会委員の負担が過重となっており、平成15年12月に犯罪対策閣僚会議において決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」においても、「増大する仮釈放審理事件等に対応するための体制の強化」が盛り込まれたところである。

2 仮釈放審理の適正な実施

近年における仮出獄者による重大再犯事件を契機として、国民の間に仮出獄制度に対する不安が高まっており、これまで以上に仮出獄審理を適正に行うことが求められている。

3 委員の増配置

このような状況に対応するため、地方更生保護委員会委員を増員すべく、犯罪者予防更生法に規定されている地方更生保護委員会委員の人数の上限を早急に改める必要がある。

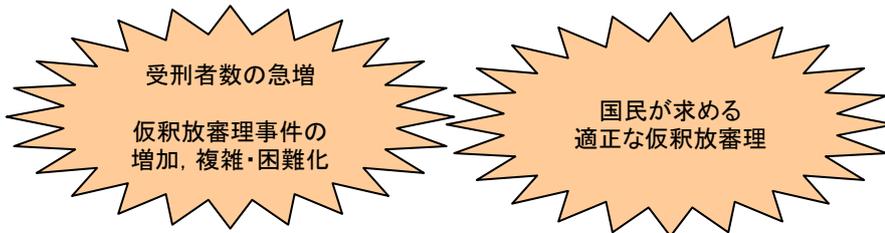
4 本法律案の扱い

本法律案は、予算関連法案及び日切れ扱い法案である。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について

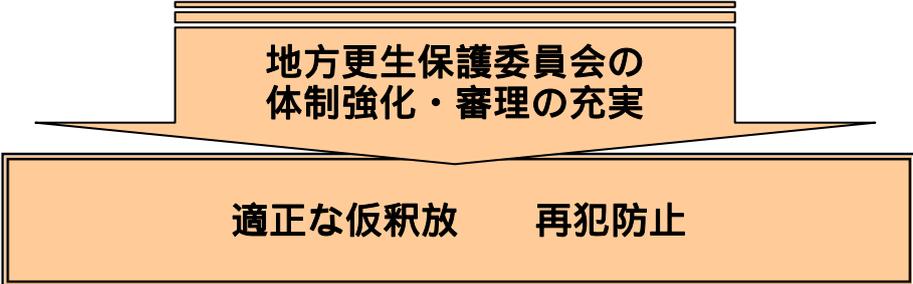
法整備の背景

治安の悪化に伴い、受刑者数が急増
⇒ 仮釈放審理事件の増加・複雑困難化
最近の仮釈放者による重大再犯事件の発生
⇒ 国民の間に仮釈放者による再犯への不安が高まる
⇒ これまで以上に仮釈放審理を適正に行うことが求められている



法整備の概要

地方更生保護委員会を組織する委員の人数の上限を12人から14人に改める(犯罪者予防更生法第13条の改正)。



(参考)

